

○大府市産後ケア事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子の心身の安定及び育児不安の解消を図り、出産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的として実施する産後ケア事業(以下「事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、市内に住所を有する産後1年以内(早産児の場合は、出産予定日から起算して1年以内)の母親及び乳児であって、産後ケアによる支援を必要とする者とする。ただし、疾病、負傷、障がいその他の理由により病院その他の施設への入院又は入所を必要とする者を除く。

(事業)

第3条 事業は、次に掲げるものとする。

(1) 宿泊型

母子を宿泊させ、母体の体力の回復及び母体のケア並びに乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。1日あたり原則として10時間以上とする。

(2) 通常日帰り型

母子を日帰りで施設利用させ、母体の体力の回復及び母体のケア並びに乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。1日あたり原則として5時間以上とし、4時間を下回ってはならないものとする。

(3) 短時間日帰り型

母子を日帰りで施設利用させ、母体の体力の回復及び母体のケア並びに乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。1日あたり1時間以上、2時間以下とする。

(4) 訪問型

事業実施担当者が利用者の自宅に赴き、母体の体力の回復及び母体のケア並びに乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。1日あたり1時間以上、2時間以下とする。

2 母体のケア及び乳児のケア並びに今後の育児に資する指導等は、次に掲げる内容とする。

(1) 母親の身体的ケア及び保健指導、栄養指導

(2) 母親の心理的ケア

(3) 適切な授乳が実施できるためのケア(乳房ケアを含む。)及び指導

(4) 育児の手技についての具体的な指導及び相談

(5) 生活の相談及び支援

(6) 発育や発達に応じた育児方法の指導

(7) その他必要なケア及び保健指導

(事業の実施)

第4条 事業の実施主体は、大府市とする。

2 市長は、事業の適切な運営が確保できると認められる医療機関又は助産所（以下「医療機関等」という。）に事業を委託することができる。

3 事業を実施する医療機関等は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 事業に従事する助産師を配置（1名以上常駐しており、日中は常勤の助産師が常駐していること。）し、主に母体ケア、乳児ケア、母乳育児並びに育児に関する指導及び相談を行う体制が確保できること。

(2) 宿泊型、通常日帰り型及び短時間日帰り型にあつては、事業を安全かつ快適に実施できる施設及び設備を備えていること。

(3) 訪問型にあつては、利用者の自宅に赴く際に安全面及び衛生面に十分配慮すること。

(4) 市と連携及び調整を行うことができること。

(5) 国が発出している最新の産後ケア事業ガイドラインに基づいて事業を実施できること。

4 委託料は、別表第1に定める額とする。

（利用日数）

第5条 宿泊型、通常日帰り型、短時間日帰り型及び訪問型の利用日数は、合わせて7日以内とする。

（利用の申込み）

第6条 事業を利用しようとする者は、大府市産後ケア事業利用申請書（第1号様式。以下「利用申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（利用の決定）

第7条 市長は、利用申請書を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その結果を大府市産後ケア事業利用決定（却下）通知書（第2号様式）により、当該申請した者に通知するとともに、利用を決定したときは、大府市産後ケア事業利用券兼産後ケア利用状況報告書（第3号様式。以下「利用券」という。）を7枚交付するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 前条の決定を受けた者は、利用の決定を受けた内容に変更が生じたときは、大府市産後ケア事業利用変更申請書（第4号様式）に、利用券のうち未利用分を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、利用の変更の可否を決定し、その結果を大府市産後ケア事業利用変更決定（却下）通知書（第5号様式）により通知するとともに、利用の変更を決定したときは、変更後の利用券を交付するものとする。

（利用者の費用負担）

第9条 第7条又は前条第2項の規定により利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が第4条第2項の規定により事業を委託された医療機関等（以下「委託医療機関等」という。）を利用したときは、事業に要した費用のうち別表第1に定める委託料を除いた額を当該委託医療機関等に支払わなければならない。

2 利用者が、利用券に記載された委託医療機関等以外の医療機関等（以下「委託外医療

機関等」という。)を利用したときは、事業に要した費用を当該医療機関に支払わなければならない。

(実施結果の報告)

第10条 事業を実施した医療機関等は、利用者から受け取った利用券に利用状況報告書を記載し、委託医療機関等にあつては市長に、委託外医療機関等にあつては利用者に提出するものとする。

2 事業を実施した医療機関等は、事業終了後も継続的に支援が必要な利用者について、市と情報交換を行う等、必要な措置を講ずるものとする。

(費用の請求)

第11条 委託医療機関等は、当月分の委託料について、その翌月の10日までに大府市産後ケア事業委託料請求書(第6号様式)に利用券を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該請求書を受理した月の25日までに委託料を委託医療機関等に支払うものとする。

(大府市産後ケア事業補助金)

第12条 市長は、委託外医療機関等において実施する産後ケア(以下「委託外産後ケア」という。)を利用する場合には、その委託外産後ケアが第3条第2項に掲げるいずれかに該当すると認めるときに限り、その利用に要する費用の全部又は一部に対し大府市産後ケア事業補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

2 補助金の額は、委託外産後ケアの利用に要した額とする。ただし、別表第1に定める委託料の額を上限とする

(補助金の申請)

第13条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助金申請者」という。)は、大府市産後ケア事業補助金交付申請書兼請求書(第7号様式)に、利用券及び医療機関等の発行する領収書(原本に限る。)を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第14条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、大府市産後ケア事業補助金交付決定通知書(第8号様式)により、補助金の交付を行わないことを決定したときは、大府市産後ケア事業補助金不交付決定通知書(第9号様式)により、補助金申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、補助金申請者から指定された金融機関の口座に振り込むことにより補助金を交付するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条、第9条、第12条関係）

事業	委託料	当該年度分の市民税非課税世帯又は生活保護世帯の委託料	多胎児加算額
宿泊型	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	1日につき1人当たり 2,500円
通常日帰り型	1日につき 5,000円	1日につき 5,000円	
短時間日帰り型	1日につき 2,500円	1日につき 5,000円	
訪問型			